

志摩広域行政組合会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1. 募集職種

職種	募集人数	業務内容
管理栄養士 または栄養士	1名	志摩特別養護老人ホーム才庭寮の栄養士業務

2. 採用予定年月日

※個別相談に応じます。

3. 応募資格

- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方
- ・外国籍の方も受験できます。ただし、選考に合格した場合でも、在留資格において就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ、採用できません。
- ・その他、年齢制限はありません。

4. 選考方法

選考方法	内 容
個別面接	主として、人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

5. 申込書の入手方法

(1) 直接入手する場合

志摩広域行政組合各施設（花園寮、才庭寮、ともやま苑、福祉センター）にてお渡しします。

※午前8時30分～午後5時30分の間

(2) ホームページで入手する場合

志摩広域行政組合ホームページにて、申込書をダウンロードすることができます。

A4サイズ、両面印刷によりご利用ください。

(3) 郵送で請求する場合

封筒の表には朱書きで「会計年度任用職員採用試験申込書請求」と記入し、志摩広域行政組合事務局に送付してください。封筒の中には、自分の住所・氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長3サイズ 縦235mm 横120mm）を同封してください。

6. 申込手続き

申込 受付期間	随時受付 ※採用予定者が決定した時点で募集を終了します。
申込書 提出先	〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明1537番地1 志摩広域行政組合 事務局 電話：0599-43-2112 ※持参される場合は、組合事務局までお申し込みください。 ※郵送により申込書を提出される場合は、朱書きで「会計年度任用職員選考申込書在中」と記入し、送付してください。
申込方法	申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて持参又は郵送により提出してください。 ①会計年度任用職員選考申込書 写真（4cm×3cm）を貼付（写真の裏に氏名を記入） ②会計年度任用職員申請書

7. 面接の日時及び会場

会場：志摩市阿児町神明1537番地1 志摩特別養護老人ホーム才庭寮

日時：詳細な時間等は後日、事務局担当者より連絡します。

※自然災害等の発生状況により、面接の日時等を変更する場合があります。

8. 選考結果の通知

選考結果については、選考を受けた方全員に通知します。

9. 勤務条件

任用区分	パートタイム会計年度任用職員
職種	管理栄養士または栄養士
任期	採用日から令和6年6月30日まで ※ただし、採用の日から起算して1か月間（1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付き採用とし、この期間は延長されることがあります。 ※条件付き採用期間が終了した日の翌日において正式採用となります。
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。 ※公募によらない再度の任用を、2回を限度として行う場合があります。 ※公募に応募し、選考を受けることに回数の制限はありません。
勤務場所	志摩特別養護老人ホーム才庭寮（志摩市阿児町神明 1537-1）
業務内容	入所者及び利用者の栄養管理業務全般
給与	報酬 時間額 1,050円～1,205円 日 額 8,138円～9,342円 ※経験年数等を考慮して決定します。 ※再度の任用時に経験年数による号給の加算を行う場合があります。
諸手当	期末手当（パートタイムの勤務条件による）、通勤手当（原則として通勤距離が片道2km以上の場合）、時間外勤務手当等 ※諸手当の額については、「志摩広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「志摩広域行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」によります。
給与の支給日等	当月末締め 翌月21日払い（口座振込）（パートタイム）
社会保険等	【健康保険、厚生年金】 ・次の1.～4.をすべて満たしている場合に加入します。 1. 1週間の所定勤務時間が20時間以上 2. 任用期間が2か月を超えている 3. 月額賃金が88,000円以上 4. 学生でないこと 【雇用保険】 ・1週間の勤務時間が20時間以上の方で、31日以上任用の見込みがある方は適用されます。
公務災害補償等	公務上の災害または通勤による災害についての補償制度がありません。

勤務時間	(1) パートタイム 月18日、1日7時間45分 勤務時間は応相談 ※ただし、業務の都合上、所属長の指示により勤務時間を変更する場合があります。
休日	勤務日以外の日（月単位の勤務表によるシフト制）
休暇等	年次有給休暇、特別休暇【有給（公民権行使、忌引、夏季休暇等）、無給（産前、産後、保育時間、私傷病等）】等 ※志摩広域行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によります。
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規程（パートタイム会計年度任用職員については、地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。）が適用されます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健診、ストレスチェック等の実施があります。 ・任期が満了した場合には当然に退職します。なお、その他退職に関する事項は、「志摩広域行政組合会計年度任用職員の任用等に関する規則」によります。

10. 問い合わせ先

志摩広域行政組合事務局（電話 0599-43-2112）へお願いします。

11. その他

お預かりしました個人情報、選考に必要な範囲のみに利用します。

なお、選考に伴ってお預かりしました各種書類（申込書等）は、返却することができませんので予めご了承ください。